

令和8年度健康づくり研修会支援事業 委託契約仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に県民の生活様式は大きく変化し、在宅勤務やテレワークが増加し、体を動かす機会の減少等の課題が生じている。

そのため、健康づくりチャレンジ企業等が主催する健康づくりに関する研修会や運動教室に専門家を派遣し、働き盛り世代の健康づくりを推進する。

2 業務内容

従業員等の健康づくりに関する研修会等を実施しようとする企業等をサポートするため、健康づくりの専門スタッフを健康づくりチャレンジ企業等に派遣し、研修等の支援を行う。

(1) 対象 兵庫県内の「健康づくりチャレンジ企業」に登録の事業所・団体等（国・地方公共団体等は対象から除く）

(2) 内容

ア 運動習慣の定着

ウォーキング教室、体力測定の実施、効果的な運動方法の実践、ストレッチ教室等

イ 食生活の改善

生活習慣病予防に効果的な運動や食生活、食事方法の講演やセミナー、社員食堂のメニュー改善のための検討会等

ウ その他

その他、健康づくりに関する研修会や運動教室等

注1：「専門スタッフ」とはスポーツ医、理学療法士、保健師、健康運動指導士、管理栄養士、産業柔道整復師等の資格を有する者をいう。

注2：「健康づくりチャレンジ企業」とは、従業員や職員及びその家族の健康づくりに取り組む企業等として、兵庫県に登録した企業等をいう。

注3：兵庫県協力団体が健康づくりチャレンジ企業への様々な支援や専門人材の派遣を行っているため、講師派遣において連携を図る等ご活用ください。

兵庫県協力団体

[兵庫県／専門スタッフの派遣 \(hyogo.lg.jp\)](http://hyogo.lg.jp)

(3) 実施回数

兵庫県内で年100回以内

（1回あたりの委託料（消費税及び地方消費税含む）の上限は、金82,000円とする）

(4) 事業効果測定

研修前と研修後（1ヶ月後）でアンケート調査を義務づけ、研修会の効果を測定し、事業実績報告書にて提出すること

※健康づくり研修会支援事業 KPI：週一回以上運動する人の割合が受講者全体で60%以上

(5) その他

講師派遣が可能な研修は企業等が新たに開催する研修会であること
（令和6年度以降に実施した回数を含め、1社あたり累計3回まで）

3 業務実施方法

- (1) 業務の実施にあたっては、派遣先となる健康づくりチャレンジ企業に所属する産業医あるいは契約する産業医と必要に応じて事前相談するなど連携を図るものとする。
- (2) 県下全域のチャレンジ企業を対象とし、遠方であること等を理由に講師派遣を実施しないことがないように努めること。
- (3) 研修会等の形態については、研修実施企業の要望に応じ、集合研修及びオンライン研修とも可とする。ただし、オンライン研修を複数の企業に対し同時実施した場合においては、研修1回として算定する。
- (4) 同じ企業・団体に対して、同一日に同内容の研修を複数回に分けて実施した場合は、研修1回として算定することがある。
- (5) 研修終了後に個別での質疑応答に対応できる時間を設けることとする。
- (6) 1回あたりの研修会の開催時間は、概ね2時間程度とする。

4 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5 対象経費

講師謝金、旅費、研修資料作成費、周知啓発物品作成費、通信運搬費、消耗品費 等

※ 本業務における対象経費については、県や国等における他の委託業務や補助事業における対象経費と重複してはならない。

※ 本業務の実施に際して、委託料内で取得価額5万円以上の物品は原則購入できない。

6 その他留意事項

- (1) 予算可決前であるため、県議会において予算措置が承認されない場合は当該事業を実施しないこととし、予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と選定事業者との間で事業内容の変更等について協議するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 派遣先の企業等から、受講料、相談料、テキスト代等の費用を徴収してはならない。
- (4) 本業務を実施するにあたっての広報物等には、必ず県からの受託事業である旨を明記すること。
- (5) 事業の実施に際して、自社商品・事業の直接的な営業又は広告宣伝など利益誘導を伴う行為は行わないものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の実施に関して、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、本県担当者とは協議し、その指示に従うものとする。